
令和2年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

令和2年9月30日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和2年9月30日 午前8時57分開議

- 日程第1 認定第1号 平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 発委第3号 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書(案)の提出について
- 日程第11 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)の提出について
- 日程第12 発委第5号 少人数学級制度の拡充を求める意見書(案)の提出について
- 日程第13 発委第6号 現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書(案)の提出について
- 日程第14 発委第7号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別・偏見、誹謗中傷等の人権侵害を許さない決議(案)の提出について
- 日程第15 発議第4号 吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 発委第3号 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書（案）の提出について
- 日程第11 発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について
- 日程第12 発委第5号 少人数学級制度の拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第13 発委第6号 現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書（案）の提出について
- 日程第14 発委第7号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別・偏見、誹謗中傷等の人権侵害を許さない決議（案）の提出について
- 日程第15 発議第4号 吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員派遣の件について

出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |

9番 河村由美子君

10番 庭田 英明君

11番 藤升 正夫君

12番 安永 友行君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前8時57分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

○議長（安永 友行君） 日程第1、認定第1号平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

なお、討論、採決については、認定議案ごとに行いますので、御承知おきください。

それでは、決算審査特別委員会の報告を求めます。松蔭決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（松蔭 茂君） それでは、平成31年度決算審査特別委員会の審査報告を行います。読み上げて報告に代えます。

令和2年9月28日。吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長松蔭茂。

平成31年度決算審査特別委員会審査報告書。平成31年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、総務常任委員会、経済常任委員会より各3名の合計6名の委員を選出し、別表1のとおり決算審査特別委員会を設置した。

令和2年9月18日から9月28日までの間において委員会を開催し、審査した。その結果を会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記。

審査案件。1、平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について。2、平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について。3、平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。4、平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。5、平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。7、平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。8、平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。9、平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定について。審査日、令和2年9月18日。令和2年9月23日。令和2年9月24日。令和2年9月28日。

決算審査の着眼点。1、予算が議決した趣旨と目的に従って、適正かつ効率的に執行されたか。2、予算執行により、行政効果が発揮されたか。また、行財政運営にどのように改善工夫がなされるべきか。

審査のポイント。歳入審査関係。1、収入確保に努力が十分なされたか。2、予算額に対し調定額はどうか。3、収入未済額が発生した原因と理由。4、不納欠損がある場合、その原因と徴収の努力が認められるか否か。歳出審査関係。5、歳出が、歳出予算の目的どおり適正になされたか。6、成果が十分達成されたか。7、不用額は妥当であるか。8、予算の流用は適正か。9、予備費の充用は適正か。10、補助金の効果が上がっているか。

審査意見。共通。1、徴収業務については、日々努力されていることは評価できる。引き続き

債権共同徴収委員会などの横断的な連携を強化し、全庁挙げて取り組まれない。2、不納欠損については、滞納額の多少にかかわらず、法的措置を含め、適切に対応されたい。3、予算執行に当たっては、予算計上主義が原則であり、緊急性など真にやむを得ないもの以外は、安易に予算流用または予備費充用することがないように留意されたい。

なお、口頭で申し上げますが、一部予算の節間流用がなされている。予算流用そのものは、地方自治法、財務規則により適正に行われているものであるが、この関連経費はこれまでの議会審議においても質問も多数行われている。これは賛否両論ということですが、議論がなされた案件であり、補正予算計上や専決処分を選択肢も考えられた。議会軽視とならないように安易な予算流用、予備費流用は今後慎重に対応していただきたい。

次、総務課。1、職員研修については、接遇を含め町民のニーズに応えるべく、研修の成果が十分生かされるように工夫されたい。2、ふるさと応援寄附金は、目標数値が達成できるように関係課が連携を密にし、積極的な事業展開をされたい。3、防災上の観点から、消防団員確保や自主防災組織の組織率向上に努力されたい。

次、企画課。1、観光振興のための町内外への発信は大変重要である。観光協会の果たす役割は大きく、連携を十分図られたい。2、地域公共交通対策において、生活交通バスとスクールバスの利用しやすい環境を図り、運行されるよう検討されたい。

次、税務住民課。1、斎場について、スピード感を持って早急に改修されたい。2、地籍調査事業については、進捗率が県下で最低の状況にある。強力で予算確保されたい。3、町内の外国人の居住が多くなっている。多文化共生社会の構築に向け、施策を展開されたい。

次、保健福祉課。1、小規模保育所の存続については、町の設置基準を順守すること。2、国民健康保険料等の保険料の負担が多額になっている。医療給付費・介護給付費の増が原因であるが、負担をできる限り抑制し、サービスの低下を招かないように努力されたい。

次、教育委員会。1、蔵木中学校・六日市中学校の統合後の生徒・保護者及び地域等の影響について、検証すべきである。2、いじめ等の相談件数が増加している。スクールカウンセラー等を充実させ、早期の対応を心がけられたい。

次、産業課。1、らっきょう、お茶、サフラン等試験栽培のブランド化推進事業においては、商品化に向けて数値目標と年次計画をもって実施すること。2、林業振興と国土保全のためにも森林整備は必要である。林道・作業道等の整備を行うため、引き続き予算確保に努力されたい。

次、建設水道課。1、道路・河川等の危険箇所を把握し、災害防除のため、積極的に取り組まれたい。

次、柿木地域振興室。1、小水力発電所は、自主財源確保に重要な施設である。十分に保守点検し、引き続き維持管理に努められたい。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して全案件を原案どおり認定することに決定した。なお、指摘事項に対して、改善状況や執行事例及び次年度予算はどのように反映され、改善したか、議会に文書で報告されるように要請します。

別表、決算審査特別委員会名簿、松蔭茂、桑原三平、桜下善博、中田元、大多和安一、河村隆行、以上であります。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま決算審査特別委員長からの報告が終わりました。

ここで、日程第1、認定第1号平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでのただいまの委員長報告に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。質疑は議案番号を示してお願いいたします。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

日程第1、認定第1号平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、認定第1号平成31年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第2、認定第2号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、認定第2号平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり

り認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第3、認定第3号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、認定第3号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、認定第4号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第5、認定第5号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第6、認定第6号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、認定第6号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第7、認定第7号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第7、認定第7号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第8、認定第8号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、認定第8号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、認定第9号平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第9、認定第9号平成31年度吉賀町水道事業会計決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

以上、決算認定は終わりましたので、日程第10に移ります。

日程第10. 発委第3号

○議長（安永 友行君） 日程第10、発委第3号国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） 本件は、令和2年8月25日、鹿足土木協会から同件で、いわゆる国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書の提出について

ということで出されておりました、これを経済常任委員会で審査が付託されました。

審査する中で、あと述べますが、意見書案の前文、いわゆる記より前ですが、これについて基本的に分かりにくいというところもあります。ということで、後から読み上げますが、整理して修正しました。その修正案で常任委員会では、全員一致で可決されましたので、読み上げます。

発委第3号。令和2年9月29日。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、経済常任委員会委員長大多和安一。

国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、地方創生を力強く進める前提となる社会資本整備を推進するため。

おめくりください。

国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の大流行により、東京など大都市部への過度な人口集中が感染拡大のリスクを高め、甚大な経済的被害につながった。同時に、生産の海外依存度の高さが、国内サプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにした。このことから、地方への人と諸機能の分散、サプライチェーンの国内回帰が強調されている。

一方で、近年、気候変動の影響による気象の急激な変化等により、豪雨、暴風・波浪、地震などの自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。島根県内でも江の川流域において、平成30年7月、今年7月とわずか2年の間に2回大規模な浸水被害を受けた。以上のことから我が国がリスクに対応できる強靱な経済、社会構造を構築するには、まず地方において、生活・経済活動のベースとなる、また安全、安心を確保する道路ネットワークの構築や河川改修などの社会資本の整備、激甚化する自然災害に対応した防災・減災対策と、既存のインフラ機能を維持・回復させる老朽化対策などの喫緊の課題に、集中的に取り組むことが必要である。

加えて、生産性の向上や民間投資の誘発に直結する交通基盤など、社会資本の重点的な整備は、コロナ禍で落ち込む地域経済を回復させる上で、より一層必要となる。

については、感染症の拡大防止とともに、地方創生を力強く進める前提となる社会資本整備を推進するため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記。

1、令和3年度予算において、地方の安全、安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。

2、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、農業農村整備事業予算等については、道路ネットワークや農林水産基盤の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

3、令和2年度で終わる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を令和3年度以降も継続するとともに、地方負担分を軽減する措置も含め、必要な予算・財源を別枠で安定的に長期にわたり確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。

おめくりください。

4、施設の老朽化に関わる点検や点検結果に基づく修繕の実施など、老朽化対策の推進に必要な予算を従来の予算とは別に確保すること。また、補助対象を拡大し、確実に所要の予算を配分するとともに、地方負担分についての地方財政措置を拡充すること。

5、地方自治体が老朽化対策を進めるにあたり、課題としている技術職員の不足など技術力に関し、国や地方整備局の体制を強化し、支援を図ること。

6、新型コロナウイルス感染症の流行で、大幅に停滞する地方の経済・雇用を下支えする公共事業を含めた令和2年度補正予算を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月です。吉賀町議会。提出先としては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣としております。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第10、発委第3号国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書（案）の提出についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 発委第4号

○議長（安永 友行君） 日程第11、発委第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、発委第4号、読み上げて説明いたします。

発委第4号。令和2年9月29日。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、総務常任委員会委員長中田元。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求めるため。

それでは、読み上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応す

ること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年。島根県吉賀町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、提出者の委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、発委第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発委第5号

○議長（安永 友行君） 日程第12、発委第5号少人数学級制度の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、発委第5号、読み上げます。

令和2年9月29日。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、総務常任委員会委員長中田元。
少人数学級制度の拡充を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
理由。

新型コロナウイルス危機の中で子どもたちのいのちと健康を守り、成長・発達を保障するため。
内容を読み上げます。

少人数学級制度の拡充を求める意見書（案）。

島根県内の全ての学校で一学期の間に新型コロナウイルス感染拡大による一斉休校を経て学校が再開された。臨時休業期間中には、大規模校を中心に分散登校で教室に入る子どもの数を減らす対応が取られ、学校現場からは、「子どもの様子がよく分かる」、「丁寧に関わることができる」など、少人数学級のよさを再認識する声が聞かれた。一方、学校が再開され通常の数に戻された学校からは、「少人数で授業したときに感じた気持ちのゆとりがなくなった」、「子ども一人ひとりに丁寧に関わることや、子どもたちに寄り添うことが難しくなった」など、悲痛な声が聞かれた。コロナ禍を通じて、改めて少人数学級のよさが明らかになっている。

文部科学省の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインには、「感染拡大リスクが高い3つの密を徹底的に避けるためにも、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった新しい生活様式に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である」と記載されている。

また、全国知事会会長・全国市長会会長・全国町村会会長は連名で、「今後予想される感染症の再拡大時に当たっても必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するためには、少人数による児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保がぜひとも必要である」とし、「少人数編制を可能とする教員の確保」を国に対して強く要望をしている。

島根県内では、県をはじめ市町村の努力により、独自で全国でもトップクラスの少人数学級制度や各種サポート教職員の配置などを行っているが、本来は国の責任で少人数学級や教職員の配置をすすめるべきものである。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1、国の責任で少人数学級制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年。島根県吉賀町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。
1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） この少人数学級制度ということですが、この少人数学級制度の人数的な制限は調査されたのか。それと、学級制度を拡充するということは、具体的に、もし分かれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 現在、島根県のほうでは30人学級というようなことになっておりますけれども、国のほうでは35人というようなことになっております。

現在、国のほうも少人数学級のほうに、話のほうも進んでおるといことではございますが、現在の状況からして少人数学級が望ましいということで賛成としております。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） このことについて、当町においてのこの拡充を求める制度という意見書は、どういうふうに影響があるのか調査されましたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 当町では、現在のところ大人数の教室というところに弊害はないわけではございますが、複式学級あるいは20人程度等の状況でありまして、当面、吉賀町のほうでは、この少人数学級に対しては問題はないと思われまして、県下全体を見渡した上で、委員会として賛成とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 10 番、庭田議員。

○議員（10 番 庭田 英明君） この発委は、島根県の方から出ておるといことでお聞きしたいんですけど、今、島根県では30人の生徒さんを32人にするという案が出ていますけど、それで浮いた財源を教員配置の充実に向けたいといことなんですけど、もしここに具体的な少人数学級ちゅうて書いてありますけど、何人にせえとかちゅうのはうたっていないわけでありまして、当然少人数した場合は、教員の配置も必要ですし、学級の教室の数も確保をしなければならぬ——大規模な学校はそうなると思えますけど、その辺のところの財源的な試算というのは、この提出者にお聞きしたんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 教職員の増員、あるいは我々も教育委員会等のほうから事情聴取等をさせていただきましたが、教職員の増員あるいは学童保育等の充実というようなことが根底にあるというふう聞いております。財源につきましては、特に委員会のほうでは協議してありません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、発委第5号少人数学級制度の拡充を求める意見書（案）の提出についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで10分間休憩します。

午前9時55分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、発委第6号

○議長（安永 友行君） 日程第13、発委第6号現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。提出者の説明を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、発委6号を読み上げて説明とさせていただきます。

発委第6号。令和2年9月29日。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、総務常任委員会委員長中田元。

現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由。

新型コロナウイルス危機の中で児童生徒の安全を守るために、島根県が来年度から実施を予定している「現行少人数学級制度縮小計画」の凍結を求めるため。

現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書（案）。

現在、島根県では、島根創生計画を推進するための様々な施策が取り組まれはじめており、そのなかの一つに、国の基準を超えて島根県が独自に行ってきた少人数学級編制事業を来年度より

縮小する計画が含まれている。この計画は、学校関係者、PTAなど県民の反対もあった中ではあるが、最終的には県議会で決定されたことである。しかし、この計画が決まったのは、島根県で新型コロナウイルス感染が発生する前である。

現在、島根県でも新型コロナウイルス感染が拡大している状況の中、学校では、臨時休業や分散登校、3つの密回避、マスク着用、手洗いうがいの励行、消毒など、児童生徒の安全を守るために最大限努力がなされている。しかし、教室の現状は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した新しい生活様式の「人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける」からは程遠い状況である。また、全国の感染状況やワクチン・治療薬の開発状況などを見ても、この新型コロナウイルス危機が来年4月までに収束する確証はない。

このような状況の中で、今よりも教室を密にする施策は、少なくともこの危機が収束するまでは実施するべきでないと考えます。

これらのことから、島根県が来年度から実施を予定している現行少人数学級制度縮小計画を凍結することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年。島根県吉賀町議会。提出先、島根県知事。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの説明に対して、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

日程第13、発委第6号現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14. 発委第7号

○議長（安永 友行君） 日程第14、発委第7号新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別・偏見、誹謗中傷等の人権侵害を許さない決議（案）の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） それでは、発委第7号を読み上げます。

令和2年9月29日。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、議会運営委員会委員長桜下善博。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別・偏見、誹謗中傷等の人権侵害を許さない決議（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。理由。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別・偏見、誹謗中傷等の人権侵害を許さないため。それでは、案を読み上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別・偏見、誹謗中傷等の人権侵害を許さない決議（案）。

世界で蔓延している新型コロナウイルス感染症は、国内においてもいまだ新規陽性者数が拡大し、高齢者への感染は重症化への傾向が高く深刻な状況である。

一方で、SNSやインターネット上で感染者個人やその家族、居住先や勤務先などを特定し、いわれのない誹謗中傷を行うような事例、さらには感染リスクと闘いながら医療現場の最前線に立っている医療・看護従事者や介護従事者、物流など社会を支えるエッセンシャルワーカーやその家族に対しても差別や中傷が向けられる事例が多く報道されている。

感染者やその関係者に差別や誹謗中傷を行うことは、人権侵害に当たり、許されるものではなく、感染のリスクを負いながら私たちや社会を支えている医療従事者やエッセンシャルワーカーに対する差別や誹謗中傷などは論外である。

差別や偏見、人権侵害は社会的感染症と呼ばれ、未知の感染症に対する恐怖と結びついている。社会においては、差別・偏見などの人権侵害と闘うとともに、感染症に対する恐怖を克服する努力も求め、正しい医学的知識の普及とともに検査体制・医療体制の一層の充実も必要不可欠である。

差別や偏見、誹謗中傷は何も生み出さないばかりか、人々を傷つけ、社会を分断し、収束を一層遠のかせるものでしかなく、困っている皆様に寄り添い、その解決に向けた行動を決意する。記。

1、未知のウイルスによる感染の恐怖と闘いながら最前線で献身的に業務に当たっている医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカー、そしてその家族に心からの敬意と感謝を表明する。

2、ウイルスをきっかけとする差別・偏見、誹謗中傷、デマは断じてあってはならない。人権侵害を許さず、感染症に対する正しい理解を持ち、互いに支え合い、励まし合えるよう行動することを表明する。

3、新型コロナウイルスによる感染終息を希望し、ふるさと吉賀をより一層希望あふれるまちとするため、ともに今を乗り越えることを表明する。

以上、決議する。

令和2年9月30日。島根県吉賀町議会。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで、討論を終わります。

日程第14、発委第7号新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別・偏見、誹謗中傷等の人権侵害を許さない決議（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第4号

○議長（安永 友行君） 日程第15、発議第4号吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、議会運営委員会の報告を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） それでは、読み上げて報告とします。

吉賀町議会議長安永友行様。議会運営委員会委員長桜下善博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第4号。件名、吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

2、審査年月日、令和2年9月9日。

3、審査結果、賛成少数で否決と決した。

4、意見。議員定数については、議会活性化の取り組みとして引き続き調査・研究を行い、議論を深めていく必要がある。

以上でございますが、非常に重要な案件でございますので、委員長としまして、この委員会で賛成、反対の意見が多数出ました。その中で、少しだけ述べさせていただきます。

賛成の意見の中には、町民アンケートでは、議員定数は削減すべきであるという町民の声が多かったという声もありました。また、反対の意見の中で、7年前に定数削減を実施をしております、改正をしておりますので、時期尚早であるという意見や、また、定数削減により町民の声が議会に届けにくくなるというような意見もございましたし、また、議員のなり手不足が一層深刻化しておりますが、定数の削減により、よりハードルが高くなるというふうな反対の意見がございました。これを付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの委員長に対しての質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

それでは、ただいま委員長の報告にありましたように、委員長報告は否決ですので、原案について討論を行います。原案に対しての賛成討論はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 提出者の一人として、意見を表明します。

令和元年9月30日に、議会活性化特別委員会報告書がまとめられました。平成30年第1回定例会で設置が決まり、30年6月から令和元年9月まで14回開催され、その中で、30年11月には地方議会における議会改革についてということで、東京研修も行われました。30年11月から12月にかけて、吉賀町議会に関するアンケート調査も実施され、議会への関心度、議員のなり手不足、議員報酬、議員定数など15項目にわたりアンケートを行いました。回収率は32%でした。

その中で、今後の取り組みについて、議会が町民の代表機関として適切な役割を果たすためには、多様な人材が参画できることが求められており、議員に立候補し活躍できる環境を整えることが必要であるとまとめられています。議員定数については、議論は行っていないですが、今後の

検討事項と報告されています。まず検討することだと思い、本議案を提出しました。

○議長（安永 友行君） それでは、原案への反対討論はありませんか。11番、藤升正夫議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、発議第4号に対する反対討論を行います。

先ほど来、議会活性化特別委員会のことが出ておりますが、その中の報告書、これ令和元年9月30日に出されております。この中で、議員定数について、県内町村議会の単純平均定数は11.6人である。議会が町民の代表機関として町民の多様な意見を反映するためには、適切な定数が必要であることは言うまでもない。改正に当たって、議会はその理由について説明責任を果たさなければならないとしております。

この発議の提出の理由の中に、当町の人口規模の類似団体5,500人から6,500人を抽出し調査した結果、52団体で平均10.94人であったとしております。この人数、先ほどの県内町村議会の単純平均11.6人、また、全国の中の類似団体10.94人というところから、11名にしたかどうかということについて、委員会の中でも問うたわけでありましたが、11人にするということについての発議された一人である委員からは御意見がございませんでした。

一方で、全国町村議長会から出ております、これは平成31年3月に町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告というものがありますが、これの「はじめ」の中で、今日、議員のなり手不足問題が広がっている。その原因の一つが、議員報酬の低さにある。また、定数の減少により当選ラインが上昇することも議員のなり手不足の原因の一つであると述べています。

議会活性化の取り組みも、新型コロナウイルス感染症等の影響により、議会報告会の開催もできていない中で、今、議員定数削減の提案をされるというのは非常に問題である。ましてやその一人が議会ナンバー2の副議長である。そういうところからしても、私は議会がこれまで取り組んできた内容をしっかりと受け止めるならば、今提出するべきではないというふうに思います。

最初の報告の中でありましたように、議員はより多くの住民の声を議会に反映させる役目がございます。議員が10人となったときに、本当にそのことが達成できるのか。また、各委員会、今6人という枠組みになっておりますが、これの半分でどれだけの審査ができるのか。このようなことを考えるに及び、私は今議員定数の削減というものはすべきでないということで、発議第4号に対する反対討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、原案に賛成討論はありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 原案に対して賛成討論をします。

私も賛成者の一人でありまして、これを出した原因につきましては、先ほどもいろいろありますけども、現状を見ましても、財政規模がだんだん縮小してくる、来年の3月31日には過疎法もなくなって縮小する。しかも、人口減少が町長は緩やかなとおっしゃいますが、私が見ても、外国人は多くなっていますが、町民の人口は自然減です。随分減っておると。そうした中で、世

の中も日本の人口でも年間50万人減って、40年先には、もう今の1億2,000万人が半分になるという統計も出ております。

そうした中で、今の町村の財政規模を見ましても、非常に厳しいということが伺われますし、これを現在、減にしても、例えば、もっともっと町村が活躍して、人口が1万人になったと仮定したら、そのときには定数をまた増やすという方法もあると思いますし、今現状の財政と人口規模ということで、私は先ほどの反対の意見もありましたが、決して人数が少ないから町民の声が代弁できない、反映できないという考えはありません。一人一人が自覚して、一生懸命住民の声を吸収して議会に、町政に反映できるということを私は確信しておりますので、そういう意味合いからして、現状況では定数減が妥当であるということに対して、賛成という意味で提出しましたし、討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、原案への反対討論はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 発議第4号に対して反対の討論をいたします。

ここに、理由として類似団体または人口減少、そして財政のことが書かれております。これらを議員定数の削減にするのは全く根拠がないことでもあります。一つずつ少し私の意見を述べてみたいと思います。

まず、人口減少ですが、当然、少子高齢化で人口は減っていきます。しかし、我々の仕事は物を作る、1日に例えば10個の物を作るとか20個の物を作る、または人口何人に対してどういう仕事をするという職業ではありません。住民の声を幅広く聞いて、それを政治として住民の福祉向上に努めていく、そういう仕事でありますので、人口が減ったから議員も要らないという、その理屈は全く論外であります。

また、類似団体のことも言われていますけど、何の根拠で、それじゃあ同じ規模の団体に合わせなければいけないのかということでもあります。それぞれ生き立ちも違いますし、その産業なり文化なりいろいろな面で同じ人口だけでは比較できない、それぞれ特徴を持った自治体があるわけですので、ここに類似団体がこうだからということをやったってありますけど、全く根拠がない、説得力のないものであります。

また、財政を言われていますけど、例えば、本気で財政を圧迫するから議員定数を減らさなければいけないというんでしたら、私はむしろ財政に負担のかからないような議員報酬にしたらいと思います。1人、2人減らしたところで、財政負担を軽減できるかというそんな小さいことじゃないと思いますし、議員の身分として補償するべきところはしっかり補償するということが大事なんじゃないかと思っております。

ちなみに、北海道の栗山町ですけど、ここは議会に対しての地方交付税が3,200万円交付されています。吉賀町ちょっと調べていませんけど、吉賀町も当然12人おるわけですので、交

付税は入っているはずですが。だから、一方を見て財政とか人口とか類似団体とか、そういうことは全く根拠のないものであると思いますし、吉賀町は吉賀町としてしっかりまちづくりに努めていけばいい、そういうことであります。

議員定数がアンケートで多いという意見が41.6%あったといいますけど、多いか少ないかを聞いたら多いと言いますし、報酬も高いか低いかと言われれば、住民の方は当然、高いと言われるのが普通です。なぜ多いと言われるかというのを、我々議員、議会がしっかり考えて活動することが大事だと思いますし、ただ安易に議員の数を減らせばいいという問題ではないと思います。

ということで、取り留めのない討論になりましたけど、以上をもちまして、本発議4号に対しましての反対討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、原案への賛成討論はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 私はこの定数削減に関する改正の条例案を提出いたしました発議者の一人として、あえて賛成の討論をさせていただきます。

先ほど、反対議員の意見の中に、副議長という立場の人間がという記述がありましたが、私は副議長というよりか、個人として心情として私は定数を削減すべきであると考えて、以前から考えてきたこととございます。議員は、高所大局から行動することが求められております。

この町民の皆様の意見は議員がそれぞれ活動すれば十分、民意は酌み取ることができます。また、今、執行部、行政のほうで計画されている自立した自主組織を、そうした組織をもっと活動を活性化させたら、民意は十分行政に伝わってくるものと思います。そして、我々議会はそれを判断する立場だと思っております。

そして、先ほど吉賀町の近い将来、人口減はもはやそう遠くはありません。時期尚早と言われましたが、今こそ議会が、議員が個人が考えなければならないことだと私は考えております。

以上で、賛成の討論、終わります。

○議長（安永 友行君） それでは、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、原案に賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 同じく、原案に反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、討論はなしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、発議第4号吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この発議に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。

それでは、日程第15、発議第4号吉賀町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（安永 友行君） よろしいです。賛成少数です。したがって、本案は否決をされました。

日程第16. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第17. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、1件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よってお手元に配付したとおり議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げておきたいと思っております。

この件につきましては、既に25日金曜日、発行させていただきました広報よしかの号外、それから、ケーブルテレビの映像のほうで町民の皆さんへの周知を行ったところでございます。今回、特に町民の皆さんに対しましてお願いをさせていただきましたのは、危機意識の徹底、それから人権への配慮、それから、イベント開催における感染防止対策、そして季節性インフルエンザワクチンの接種、この4点についてでございました。

また、号外の記事におきましては、この定例会で補正予算、可決をいただいておりますみんな
で応援！よしか振興券、事業継続特別支援金、さらに畜産農家緊急支援事業費補助金などの生活
支援、それから経済支援、こうした各種制度についての御紹介もさせていただいたところでござ
います。今後におきましても、国そして島根県の動向を見ながら、吉賀町に見合った対策を皆さ
んと一緒に考えてまいりたい、町といたしましても検討させていただきたいと思っておりますので、ど
うかよろしく願いいたします。

それから、次に、先般、敬老の日があったわけでございますが、100歳以上の高齢者の状況
について、少しだけお知らせをさせていただきたいと思っております。このことにつきましては、厚生
労働省が毎年発表しておるわけでございますが、先日、新聞報道でもされましたが、人口10万
人に換算をした場合の100歳以上の人口が、全国の都道府県の中で島根県は今年も1位という
ことございまして、8年連続で第1位でございました。そうした中にありまして、同じ数値が
島根県内の19の市町村の中で、吉賀町が1位でございました。

100歳以上の方が9月の15日現在で、吉賀町の場合は106歳の女性の方を最高齢にしま
して、現在21名いらっしゃいます。そのうち、本年100歳を迎えられる方が7名いらっしゃ
いますが、国からのお祝いの品が届いておりましたので、私のほうから代理で直接7名の方にお
届けをさせていただいたところでございます。

これからも、人生の本当に諸先輩方々がお元気でこの町で輝き続けられるように、地域福祉の
充実はもとよりでございますが、行政としてもしっかりとバックアップ、支援をさせていただき
たいと思っております。

最後になりましたが、今9月の定例会で執行部のほうから提案をさせていただきました全議案
につきまして、可決の御承認をいただいたところでございます。あらためて厚くお礼申し上げた
いと思っております。

それからまた、議案審議、それから一般質問の中では、毎たびでございますが、本当に貴重な
御意見をたくさんいただいたところでございます。このことにつきましては、これからの行政執
行の中でしっかり反映をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしく願
いいたします。

以上、大変簡単でございますが、9月定例会閉会に当たっての執行部を代表しての御挨拶に代
えさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） それでは、以上で本定例会に付された事件は全て終了しましたので、こ
れで会議を閉じます。

令和2年第3回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前10時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員